

ID: 783

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	工作物等の除去などの措置に係る費用負担		
法令名 根拠条項	都市公園法 第27条第9項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第27条第9項の規定による。 (監督処分) 第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。			
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日